介護老人保健施設　ケアコートみやこ

指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）

運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人社団ともいき会が開設する介護老人保健施設　ケアコートみやこ（以下「事業所」という）が行なう指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業所の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　介護老人保健施設　ケアコートみやこ

（２）所在地　　岐阜県岐阜市都通三丁目１７番地１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりであり、必置職については条例の定めるところによる。

（１）管理者　　１名（医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

（２）従業者

医師　　１名（施設と兼務）

理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士　　１名以上（施設と兼務）

介護職員若しくは看護職員　　３名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から土曜日までとする。ただし１２月３１日から１月３日を除く。

（２）営業時間　　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３）サービス提供時間　　午前９時から午後４時３０分までとする。

（通所リハビリテーションの利用定員）

第６条　指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の利用定員は１単位２５名とする。

（通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容及び利用料等）

第７条　指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、

それぞれ介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。

（１）入浴（一般浴、特別浴）
（２）機能訓練
（３）健康チェック
（４）送迎
（５）食事の提供

２　第８条の送迎の事業の実施地域を越えて行なう指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に要した送迎の費用は次の額を徴収する。

（１）事業所から、片道おおむね１８キロメートル以上　　３００円

３　食事代は、８００円を徴収する。

４　おむつ代は、実費徴収する。

５　日用品費・教養娯楽費は実費徴収する。

６　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、岐阜市・北方町・瑞穂市・笠松町・岐南町の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第９条　従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行なう。

２　従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行なう。

（１）時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
（２）気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
（３）共有の施設・設備は他の迷惑にならいように利用する。

（非常災害対策）

第１０条　事業所は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行なう。

（虐待防止に関する事項）

第１１条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２）虐待防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（苦情処理）

第１２条　事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

２　事業所は、その提供したサービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、若しくは保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３　事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指

導又は助言に従って必要な改善を行う。

（記録の整備）

第１３条　事業所は、従業者、事業所及び会計に関する諸記録を整備する。

２　事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（その他の運営についての留意事項）

第１４条　事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の資的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

（１）採用研修　採用後２ヶ月以内

（２）継続研修　年２回

２　事業所は全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

４　従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

５　施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ともいき会との施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付　則

この運営規程は、平成１７年　４月　１日から施行する。
この運営規程は、平成１７年　８月　１日から改訂する。
この運営規程は、平成１７年１０月　１日から改訂する。
この運営規程は、平成１８年　４月　１日から改訂する。
この運営規程は、平成２１年　４月　１日から改訂する。
この運営規程は、平成２５年　３月　１日から改訂する。
この運営規程は、平成２５年　４月　１日から改訂する。
この運営規程は、平成２５年　７月２５日から改訂する。
この運営規程は、平成２７年１１月　１日から改訂する。
この運営規程は、平成２９年　４月　１日から改訂する。
この運営規定は、平成３０年　４月　１日から改訂する。
この運営規定は、令和 元年 １０月　１日から改訂する。
この運営規定は、令和 ６年　 ４月　１日から改訂する。